

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 18 年 12 月 13 日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県条例第 79 号

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

一般職の職員の給与に関する条例（昭和 28 年岩手県条例第 48 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(給料の特別調整額)</p> <p>第26条 [略]</p> <p>2 第24条第2項の規定は、前項の規定による給料の特別調整額について準用する。</p>	<p>(給料の特別調整額)</p> <p>第26条 [略]</p> <p>2 前項の特別調整額表に定める給料月額の特 別調整額は、同項に規定する職 を占める職員の属する職務の級にお ける最高の号給の給料月額の100分 の25以内とする。</p>
<p>(扶養手当)</p> <p>第27条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 扶養手当の月額 は、前項第1号に掲げる扶養親族 については13,000円、同項第2号 から第5号までに掲げる扶養親族 (次条において「扶養親族たる子、 父母等」という。)のうち2人まで についてはそれぞれ6,000円(職員 に扶養親族でない配偶者があ る場合にあってはそのうち1人につ いては6,500円、職員に配偶者が ない場合にあってはそのうち1人 については11,000円)、その他の 扶養親族については1人につき 5,000円とする。</p>	<p>(扶養手当)</p> <p>第27条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 扶養手当の月額 は、前項第1号に掲げる扶養親族 については13,000円、同項第2号 から第5号までに掲げる扶養親族 (次条において「扶養親族たる子、 父母等」という。)については1人 につき6,000円(職員に扶養親族 でない配偶者があ る場合にあってはそのうち1人につ いては6,500円、職員に配偶者 がない場合にあってはそのうち1 人については11,000円)とする。</p>
<p>4 [略]</p> <p>(宿日直手当)</p> <p>第34条 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき、人事委員会規則で定める管理又は監督の業務その他特殊な業務を主として行う職員にあっては7,200円(執務が行われる時間が執務が通常行われる日の執務時間の2分の1に相当する時間である日で人事委員会規則で定めるもの(以下「半日</p>	<p>4 [略]</p> <p>(宿日直手当)</p> <p>第34条 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき、人事委員会規則で定める管理又は監督の業務その他特殊な業務を主として行う職員にあっては7,200円(執務が行われる時間が執務が通常行われる日の執務時間の2分の1に相当する時間である日で人事委員会規則で定めるもの(以下「半日</p>

<p>勤務日」という。)に退庁時から引き続いて行われる宿直勤務にあつては、<u>10,800円</u>)、<u>都南の園に勤務する医師にあつては20,000円(半日勤務日に退庁時から引き続いて行われる宿直勤務にあつては、30,000円)</u>、その他の職員にあつては4,200円(半日勤務日に退庁時から引き続いて行われる宿直勤務にあつては、6,300円)を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額を宿日直手当として支給する。</p> <p>2 [略]</p>	<p>勤務日」という。)に退庁時から引き続いて行われる宿直勤務にあつては、10,800円)、その他の職員にあつては4,200円(半日勤務日に退庁時から引き続いて行われる宿直勤務にあつては、6,300円)を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額を宿日直手当として支給する。</p> <p>2 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。
(平成23年3月31日までの間における給料の特別調整額に関する経過措置)
- 2 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年岩手県条例第29号)附則第8項から第10項までの規定による給料を支給される職員のうちその者の受ける給料月額と当該給料の額との合計額が、その者の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える職員についてのこの条例による改正後の一般職の職員の給与に関する条例第26条第2項の規定の適用については、平成23年3月31日までの間は、同項中「職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額」とあるのは、「職員の給料月額と一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年岩手県条例第29号)附則第8項から第10項までの規定による給料の額との合計額」とする。
(人事委員会規則への委任)
- 3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。
(一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)
- 4 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年岩手県条例第29号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則</p> <p>1～10 [略]</p> <p>11 前3項の規定による給料を支給される職員に関する給与条例第24条第2項(給与条例第26条第2項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)、第38条第5項(給与条例第39条第4項において準用する場合を</p>	<p>附 則</p> <p>1～10 [略]</p> <p>11 前3項の規定による給料を支給される職員に関する給与条例第24条第2項、第38条第5項(給与条例第39条第4項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)、第41条第2項、第41条の2第2項及び第41条の</p>

含む。以下この項において同じ。)、第41条第2項、第41条の2第2項及び第41条の3第2項の規定の適用については、給与条例第24条第2項中「調整前の給料月額」とあるのは「調整前の給料月額と一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年岩手県条例第29号。以下「平成18年改正給与条例」という。)附則第8項から第10項までの規定による給料の額との合計額」と、給与条例第38条第5項、第41条第2項、第41条の2第2項及び第41条の3第2項中「給料月額」とあるのは「給料月額と平成18年改正給与条例附則第8項から第10項までの規定による給料の額との合計額」とする。

12 附則第8項から第10項までの規定による給料を支給される職員に関する次に掲げる条例の規定の適用については、これらの規定中「給料月額」とあるのは、「給料月額と一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年岩手県条例第29号)附則第8項から第10項までの規定による給料の額との合計額」とする。

(1) 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和31年岩手県条例第52号)第3条第2項、第4条の2第2項、第5条第2項、第8条の2第2項、第8条の4第2項、第9条の9第2項及び第9条の10第2項

(2)・(3) [略]

13～24 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

3第2項の規定の適用については、給与条例第24条第2項中「調整前の給料月額」とあるのは「調整前の給料月額と一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年岩手県条例第29号。以下「平成18年改正給与条例」という。)附則第8項から第10項までの規定による給料の額との合計額」と、給与条例第38条第5項、第41条第2項、第41条の2第2項及び第41条の3第2項中「給料月額」とあるのは「給料月額と平成18年改正給与条例附則第8項から第10項までの規定による給料の額との合計額」とする。

12 附則第8項から第10項までの規定による給料を支給される職員に関する次に掲げる条例の規定の適用については、これらの規定中「給料月額」とあるのは、「給料月額と一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年岩手県条例第29号)附則第8項から第10項までの規定による給料の額との合計額」とする。

(1) 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和31年岩手県条例第52号)第3条第2項、第4条の2第2項、第8条の2第2項、第8条の4第2項、第9条の9第2項及び第9条の10第2項

(2)・(3) [略]

13～24 [略]